



当社は、現在使用中のブランドについて商標出願を検討しています。商標出願を通常より早く審査してもらえると聞いたのですが、どのような出願が対象になるのでしょうか、教えてください。



(福岡県 K. Y)



## 1. 早期審査制度とは

特許庁では、出願人の申請により、所定の要件を満たす商標出願について、通常より早期に審査する「早期審査制度」を導入しています。

本制度は早期権利化のニーズに応えるもので、早期審査の対象となった出願について、審査官は速やかに審査を開始し、その後も遅滞なく処分が終了するように審査手続きを進めます。通常の商標出願では、最初の審査結果を得るまで平均4～5カ月の期間を要するのに対して、早期審査の対象に選定されると、1～2カ月程度、早ければ数週間で最初の審査結果が通知されるため、出願人にメリットがあります。

また、平成29年2月に早期審査の対象となる出願が拡大されました。具体的には、商標出願が下記(1)～(3)のいずれかに該当すれば早期審査を受けることができます。

## 2. 早期審査の対象となる出願

(1) 出願人またはライセンシーが、出願商標を指定商品等に使用しているまたは使用の準備を相当程度進めていて、かつ、権利化について緊急性を要する出願

※「権利化について緊急性を要する出願」に当てはまる場合

- ① 第三者が許諾なく、出願商標または出願商標に類似する商標を出願人もしくはライセンシーの使用もしくは使用の準備に係る指定商品等またはこれらに類似する商品等について使用しているまたは使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合
- ② 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合
- ③ 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合
- ④ 出願商標について、出願人が日本特許庁以外の特許庁または政府機関へも出願している場合
- ⑤ 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願として国際登録の出願を行う場合 (平成29年2月新設)

早期審査を受けるためには、「出願人またはライセンシーが、出願商標を指定商品等に使用しているまたは使用の準備を相当程度進めている」ことが前提となります。そして、従来から上記①～④に該当すれば緊急性を要する

出願と認定されていましたが、平成29年2月より⑤も認められることとなりました。

(2) 出願人またはライセンシーが、出願商標を既に使用している商品・役務または使用の準備を相当程度進めている商品・役務のみを指定している出願

出願の指定商品が使用商品に限定されている場合には、早期審査を受けることができます。

(3) 出願人またはライセンシーが、出願商標を指定商品・指定役務に既に使用しているまたは使用の準備を相当程度進めていて、かつ、商標法施行規則別表や類似商品・役務審査基準等に掲載されている商品・役務のみを指定している出願 (平成29年2月新設)

従来、前記(1)緊急性を要する出願に該当しない場合には、(2)出願の指定商品が使用商品のみ限定されていないかぎり早期審査の対象外でした。

平成29年2月のガイドライン修正により、早期審査を利用する機会が増加することが期待されます。